

9 健康・医療

◆ 各種診査・相談

種類	内容	窓口
相談	妊娠・出産・育児に関する相談	母子保健課 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	子どもの発達に関する相談，障害児支援，療育相談	母子保健課 子ども発達支援センター
	健康（保健・栄養・歯科など）相談・支援，難病相談，精神保健福祉相談	健康増進課
	結核，エイズ，感染症についての相談	地域保健課 予防接種・感染症対策室
教室・講座	離乳食教室，パパママ教室	母子保健課
	健康講座	健康増進課
健康診査	妊婦健康診査，産婦健康診査，乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児），新生児聴覚検査，妊婦歯科健診	母子保健課
	女性健康診査，各種がん検診（胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん），胸部検診，健康増進法健診（生活保護等受給者），歯周病検診（20・30・40・50・60・70歳）	健康増進課
	高知市国保特定健康診査（40～74歳の高知市国民健康保険加入者）	保険医療課
検査	HIV・梅毒抗体検査，肝炎ウイルス（B型・C型）検査	地域保健課 予防接種・感染症対策室
訪問指導	赤ちゃん誕生おめでとう訪問（生後4か月までの全戸訪問），妊産婦・乳幼児訪問	母子保健課
その他	母子健康手帳の交付	親子サポートステーション(母子保健課) 東部親子サポートステーション 西部親子サポートステーション 北部親子サポートステーション
	産後ケア事業（訪問型・宿泊型・通所型）	母子保健課
	予防接種に関すること	地域保健課 予防接種・感染症対策室

母子保健課／親子サポートステーション ☎855-7795

東部親子サポートステーション ☎882-0035

西部親子サポートステーション ☎843-0415

北部親子サポートステーション ☎820-1025

母子保健課 子ども発達支援センター ☎823-9552

健康増進課 ☎803-8005

地域保健課 予防接種・感染症対策室 ☎821-6514

保険医療課 ☎823-9358

＝医療費公費負担制度＝

- ◆未熟児養育医療
- ◆自立支援医療（育成医療）
- ◆小児慢性特定疾病医療
- ◆結核児童療育医療

保険診療にかかる自己負担額の一部を公費で負担します。
申請に必要な書類等の詳細については下記へお問い合わせください。

子育て給付課 ☎823-9447

制度	対象	給付の範囲	助成の範囲
未熟児養育医療	指定養育医療機関で入院治療している①2,000g以下, ②2,000g超で特に生活力が弱い1歳未満の赤ちゃん。 (②については審査により認定された者) *所得制限有	医療費 及び 食事療養費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担額が決定されます。 *子ども医療受給者証との併用により, 指定養育医療機関で治療される場合の保険診療にかかる窓口払いは発生しません。
自立支援医療（育成医療）	指定自立支援（育成医療）医療機関で治療を行う予定の者（身体上の障害を有する児童, または現存する疾患を放置すると将来生活に支障を来すおそれのある児童）で, 審査により認定された18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 治療用補装具費等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則1割ですが, 世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担上限月額が決定されます。
小児慢性特定疾病医療	指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を行う予定の者で, 国で定める疾病・対象基準に該当し, 審査により認定された18歳未満の者。 *ただし, 18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は, 最長で20歳の誕生日の前日まで延長可能。	医療費 及び 食事療養費, 日常生活用具費	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・医療費にかかる自己負担割合は原則2割ですが, 世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担上限月額が決定されます。 (*血友病等の先天性血液凝固因子異常については, 自己負担なし)
結核児童療育医療	指定療育医療機関で小児結核により入院治療を受ける必要のある18歳未満の者。 *所得制限有	医療費 及び 日用品・学習品等	・保険診療の自己負担相当額の一部 ・世帯の市町村民税課税状況に応じて, 自己負担額が決定されます。

次頁記載の福祉医療費助成制度（ひとり親家庭医療, 子ども医療, 重度心身障害児(者)福祉医療）の受給者は, 上記の公費負担制度で定められた自己負担額を福祉医療費助成制度で助成します。

そのため, 県内の指定医療機関においては, 保険診療にかかる窓口負担は原則として発生しません。

なお, 県外の指定医療機関において上記の公費（未熟児養育医療以外）を受給される場合は, いったん公費分の自己負担額をお支払いいただいた後に, 福祉医療費助成制度による払戻しの手続きが必要です。

＝福祉医療費助成制度＝

◆ ひとり親家庭医療

◆ 子ども医療

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 重度心身障害児(者)医療

障がい福祉課 ☎823-9053

医療費の自己負担分を助成します。助成を受けるためには資格登録が必要です。

制度		対象	助成の範囲	給付方法
ひとり親家庭医療		ひとり親家庭の母または父と児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童等）で所得税の非課税世帯 ※1	保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）	現物給付（一部現金給付）
子ども医療		中学生までの児童の入院，通院（所得制限なし）	保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）	
重度心身障害児(者)医療	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級または2級所持の児童 療育手帳A1またはA2所持の児童 身体障害者手帳3級または4級と，療育手帳B1合併障害の児童 	保険診療の自己負担相当額（高額療養費を除く）	
	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級または2級所持の者 療育手帳A1またはA2所持の者 ＊ただし，平成15年10月1日以降65歳以上で新たに受給資格を取得した方については市町村民税非課税世帯の方が助成対象。		

※1 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分があるものとして，非課税世帯の判定を行う。

＝出産費用の助成＝

◆ 助産制度

保健上必要があるにもかかわらず，経済的理由によって入院助産を受けることができないと認められる妊産婦を対象に安心して出産をむかえてもらうための制度です。

該当世帯

- ①生活保護世帯 ②市民税非課税世帯

入所施設

- | | |
|------------|-------------------|
| 高知医療センター | 高知市池 2125-1 |
| 国立病院機構高知病院 | 高知市朝倉西町1丁目2-25 |
| 高知赤十字病院 | 高知市秦南町1丁目4番63-11号 |
| J A高知病院 | 南国市明見字中野 526-1 |

母子保健課 ☎855-7795